

# 上智大学短期大学部修学奨励奨学金【家計急変】

## 家計急変の申込対象と提出書類について

会社都合退職、倒産、死亡などで家計が急変したときに未納学費を免除する救済制度である。これらを原因としない、一般的な所得の減少は対象外である。

必要に応じて、日本学生支援機構奨学金緊急（第一種）、応急（第二種）採用も勧める。

また、出願のタイミングによっては、家計急変ではなく修学奨励奨学金定期採用として願書を受理する場合もある。

### 1. 対象者

主たる家計支持者に以下の事由が生じた家庭（過去三ヶ月以内）

- ・会社都合による退職（定年、任期満了は除く）
- ・被災、倒産（破産によらない廃業は除く）
- ・障害認定
- ・半年以内に生じた3ヶ月を超える長期療養（病気等による）
- ・死亡（主たる家計支持者が替わった場合のみ）

注）今年度他の学内奨学金に採用されていない方が対象。

### 2. 提出する書類

- ①願書（本学所定用紙）
- ②住民票（世帯全体のもの）
- ③家計を一とする就学者の在学証明書 ＊学生証のコピー可
- ④家計急変の事由を確認できる書類

事 由		添付書類
会社都合の退職		「退職証明書」（退職理由が記載）または「雇用保険被保険者離職票・2」の写し
経営していた会社が倒産、破産	経営していた会社が法人	裁判所の「破産手続開始決定書」の写し
	経営していた会社が個人経営	税務署に提出した「個人事業廃業届出書」及び裁判所の「破産手続開始決定書」の写し
障害認定		「障害者手帳」の写し
3ヶ月を超える長期療養		病院発行の「入院証明」（入院期間、傷病名の記載のあるもの）または会社発行の「勤務状況証明」の写し（休職期間、傷病名の記載のあるもの）
死 亡		「除籍謄本」の写し、「死亡診断書」の写し、「死体検案書」の写しなどいずれか一つ

## 上智大学短期大学部修学奨励奨学金【家計急変】

⑤今後の経済状況の見通しを示すもの、および現在の収入を証明するもの

※所得を得ている方が作成してください。署名・押印も記載してください。

※現在および今後の経済状況・生活費の出所、今後の就職予定等を考慮した見通しの収入額を、記載してください。

⑥前年度の所得に関する証明書

給与収入のみの方	源泉徴収票のコピー
自営業、自由業、農業収入のみの方	確定申告書(控)のコピー <両面>
会社経営の収入のみの方	源泉徴収票のコピー 会社経営をしていた方は2014年1月～12月の会社決算報告のうち、下記の写し ・「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費」「役員構成」
給与収入が主で、その他の収入があり、確定申告している方	源泉徴収票のコピー 確定申告書(控)のコピー <両面>

以上